

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

環境影響評価法（平成九年六月十三日法律第八十一号）（抄）	1
環境影響評価法施行令（平成九年十二月三日政令第三百四十六号）（抄）	2
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第七十九号）（抄）	3
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年九月二十六日政令第二百五十五号）（抄）	4
沖縄振興特別措置法（平成十四年三月三十一日法律第十四号）（抄）	4
電気事業法施行令（昭和四十年六月十五日政令第二百六号）（抄）	4
環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成二十年三月三十一日政令第三百三十号）（抄）	4

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案参照条文

環境影響評価法（平成九年六月十三日法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一（略）

二 次のいずれかに該当する事業であること。

イ（略）

ロ 国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第一号の補助金、同項第二号の負担金及び同項第四号の政令で定める給付金のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付の対象となる事業（イに掲げるものを除く。）

ハ）ホ（略）

3 } 5（略）

（環境大臣の意見）

第三条の五 環境大臣は、前条第二項の規定により意見を求められたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣（環境大臣を除く。）に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

（主務大臣の意見）

第三条の六 主務大臣は、第三条の四第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

（環境大臣の意見）

第三十八条の四 環境大臣は、前条第二項において準用する第二十二条第二項各号に定める措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。

（免許等を行う者等の意見）

第三十八条の五 第二十二条第一項各号に定める者は、第三十八条の三第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第三十八条の二第一項に規定する事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

（都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等）

第三十八条の六

1・2（略）

3 第一項又は前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第二章第一節

（第三条の三第二項並びに第三条の九第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、第三条の二第一項中「第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業」とあるのは「第三十八条の六第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第一種事業又は第一種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業（以下「都市計画第一種事業」という。）と、第三条の三第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、同項第二号中「第一種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、第三条の四第一項、第三条の六、第三条の七第一項及び第三条の九第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「第一種事業を実施しない」とあるのは「都市計画第一種事業を都市計画に定めない」と、第三条の十第一項中「第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるのは「第三十八条の六第二項に規定する都市計画決定権者（以下この条において「第二種事業都市計画決定権者」という。）」と、当該第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「第二種事業都市計画決定権者」と、同条第二項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「第三条の二から前条までの規定を適用する」とあるのは「第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の二第一項中「第一種事業又は第一種事業に係る施設」とあるのは「第四十条第一項に規定する第二種事業等」と、「第一種事業」とあるのは「第二種事業」と、「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の二第一項中「第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の二第一項中「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の九第一項第一号中「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とする」とする。

（都市計画対象事業の環境保全措置等の報告等）  
第四十条の二 前条第二項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第三十八条の二から第三十八条の五までの規定の適用については、第三十八条の二第一項中「第二十七条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合）」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十六条第二項に規定する評価書等の送付を受けた第三十八条の六第一項の第一種事業を実施しようとする者又は第四十条第一項の事業者（これらの者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者。以下「都市計画事業者」という。）」と、第三十八条の三第一項中「前条第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、第三十八条の五中「第三十八条の二第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

### 環境影響評価法施行令（平成九年十二月三日政令第346号）（抄） （法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等）

第十一条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認め

べき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 法第二十一条第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する修正

二 別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更等)

第十六条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であつて、当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定)

第十七条 法第三十三条第二項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。

別表第二(第十一条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
(略)	(略)	(略)

別表第三(第十六条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
(略)	(略)	(略)

別表第四(第十七条関係)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)

- 三 利子補給金
  - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2) 7 (略)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年九月二十六日政令第二百五十五号）（抄）

（補助金等とする給付金の指定）

第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十四号から第六十号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。

一 二十七日（略）

二十八 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百五条の三第二項に規定する交付金

二十九 百三十四（略）

百三十五 地域自主戦略交付金（第十一号、第三十三号又は第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

百三十六 沖繩振興自主戦略交付金（第十一号、第三十三号又は第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

百三十七 百四十六（略）

百四十七 社会資本整備総合交付金（第二十九号、第三十三号又は第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

百四十八 百六十（略）

沖繩振興特別措置法（平成十四年三月三十一日法律第十四号）（抄）

（交付金の交付等）

第一百五条の三（略）

2 国は、沖繩県に対し、前項の規定により提出された沖繩振興交付金事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 5（略）

電気事業法施行令（昭和四十年六月十五日政令第二百六号）（抄）

（環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え）

第六条 法第四十六条の二十一の規定による特定事業者に対する環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。（略）

（環境影響評価法施行令の適用に当たつての技術的読替え）

第六条の二 特定事業者に対する環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）第八条第二項（同令第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同令第七条第二項中「事業者」とあるのは、「経済産業大臣」とする。

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成二十年三月三十一日政令第三百三十号）（抄）

附則

（経過措置）

第二条 この政令の施行により新たに環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業（以下この条において「第一種事業」という。）又は同法第二条第三項に規定する第二種事業（以下この条において「第二種事業」という。）となる事業であつて、この政令の施行の日前にその工事に着手した林道の開設又は拡張の事業（この政令の施行の日以後の内容の変更により第一種事業又は第二種事業として実施されるものを除く。）については、同法第二章から第七章までの規定は、適用しない。